

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を図るため、経営の健全性・透明性を確保するとともに、迅速な意思決定ができるよう内部統制システムの整備・運用に努め、必要な施策を実施するとともに、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4)独立社外取締役の関与により、取締役会による業務執行の監督機能を実効化します。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式に関する基本方針を、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において定め、当社ホームページ(<http://www.osaka-ti.co.jp/>)に掲載しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引に該当するものは、会社法に従い取締役会にて承認を行っています。主要株主との取引についても、取締役会に付議し、慎重に審議して取引条件の承認を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
→経営戦略や計画については、中期経営計画を策定し取締役会の意思決定に基づき開示を行っています。

- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
 - (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
 - (4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 - (5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任についての説明
- (2)～(4)に関する事項については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、具体的内容を定め、当社ホームページに掲載しており、(5)については、今後、取締役、監査役の選任にあたっては、株主総会参考資料にその選任理由を記載する予定としています。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

・補充原則4-1(1)

当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の充実・迅速化、監督機能の強化をはじめとする取締役会の一層の機能強化を行っています。取締役会付議事項についても、そのような観点から、法令上可能な範囲で執行部門へ権限委譲を行うとともに、取締役会の監督機能強化に必要な見直しを実施しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性判断基準を定めています。
※当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件としています。

- (1)当社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等内の親族
- (2)当社の主要株主(議決権所有割合10%の主要株主、以下同じ)
- (3)当社の主要株主である会社又はその会社の重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (4)当社が主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (5)当社を主要な取引先とする者(直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者)
- (6)当社を主要な取引先とする会社(直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた会社)の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (7)当社の主要な取引先(直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払を当社に行っている者)
- (8)当社の主要な取引先である会社(直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払を当社に行っている会社)の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (9)当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任する場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (10)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- (11)当社から役員報酬以外に、一定額(年間1,000万円、以下同じ)を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (12)当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- (13)当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- (14)当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- (15)上記(2)～(14)に過去5年間において該当していた者
- (16)上記(2)～(14)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

・補充原則4-11(1)

当社は、取締役会の構成、規模等に関する考え方、並びに取締役の選任に関する方針・手続を、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において定め、当社ホームページに掲載しています。

・補充原則4-11(2)

当社取締役・監査役の、他の上場会社の役員兼任状況を、株主総会招集通知添付書類に記載しています。

・補充原則4-11(3)

当社は、取締役会にて、取締役会の構成の妥当性、資料の十分性、執行側からの説明の十分性、審議時間、開催頻度の妥当性等について、社外役員を含む全ての取締役に対するアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会全体の実効性評価を実施する方向で検討を行っています。

また、その結果の概要の開示につきましては、その方法を今後検討して参ります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

・補充原則4-14(2)

当社は、取締役・監査役に対する研修の方針を、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において定め、当社ホームページに掲載するとともに、その実施状況を取締役に報告することとしています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主総会をはじめ、アナリスト・機関投資家の皆さま向けの説明会を定期的に開催し、業績、事業環境・戦略や見通しについて説明しているほか、国内外の投資家の皆さまとの個別ミーティングや取材の場を設けています。

また、ホームページにおいて、株主総会や決算説明会の予定、業績推移などの各種データを開示しているほか、株主総会招集通知・報告書・決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・年次報告書(日英)などのIR資料も充実させています。

株主の皆さまとのコミュニケーションの充実を図るにあたっては、社内関係各部門が緊密な連携をとって対応し、経理部門担当役員と総務部門担当役員が全体を統括することとしています。

なお、情報の開示にあたっては、金融商品取引法などの諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程などに従い、透明性、公平性、継続性を基準とした迅速な情報開示を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	8,800,000	23.91
株式会社神戸製鋼所	8,800,000	23.91
住友商事株式会社	864,000	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	503,100	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	457,400	1.24
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE EXEMPT UK PENSION FUNDS	345,800	0.94
JUNIPER	245,100	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	220,900	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	213,800	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	212,500	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高松 明	他の会社の出身者													
飯島 奈絵	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高松 明	○	-	金融機関の経営者等として培われた高い見識と幅広い経験を有していることに加え、企業統治にも造詣が深いため、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たすことができると判断しています。
飯島 奈絵	○	-	法律家としての専門知識及び幅広い見識を有しているため、法務リスクやコンプライアンスの観点から、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かすことができると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っています。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を受けています。内部監査部門として社長直轄の監査部を設置し、内部監査計画を定め業務執行の状況を監査しています。監査役と監査部は内部監査計画の策定や内部監査の実施に当たって緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。また、監査部は内部監査の実施状況や監査結果について、社長及び監査役に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森崎 雅文	他の会社の出身者													
永良 哉	他の会社の出身者													
杉崎 文男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森崎 雅文		-	当社事業に精通しているため社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
永良 哉		-	当社事業に精通しているため社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
杉崎 文男	○	-	財務及び会計に対する高い見識と幅広い経験を有しているため、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役(2名)及び社外監査役(1名)の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は毎期の業績動向や配当動向等を総合的に勘案して決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額として、支給総人員と支給総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は毎期の業績動向や配当動向等を総合的に勘案して決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、常勤監査役及び社外監査役との定期的な情報交換や取締役会の開催に際し、必要の都度、資料の事前説明を行う等、サポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しており、現在取締役は7名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。

当社は、取締役会を当事業に精通した取締役と、経営全般に優れた見識あるいは法律家としての専門知識を備えかつ当社と利害関係のない社外取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上と監督機能の強化を図る一方、社外監査役を含む監査機能の充実により、経営の健全性を図っています。

取締役会については、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう原則として毎月1回開催し、取締役会規程、権限基準規程等に従い、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しています。その他定期的に経営に係る重要事項についての諸会議を開催し、審議及び情報の共有化を図っています。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査については、独立した組織として監査部を設置しています。

監査役監査については、社外監査役3名を含む4名で監査役会を構成し、各監査役が職務を執行しています。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツに所属する公認会計士、山口弘志及び岡本健一郎の両氏が監査業務を執行しています。

また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士7名及びその他3名です。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の連携につきましては、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っています。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、監査の実施経過について適宜報告を受けています。加えて監査役は、内部監査部門等から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会を当事業に精通した取締役と、経営全般に優れた見識あるいは法律家としての専門知識を備えかつ当社と利害関係のない社外取締役で構成することにより経営効率の維持・向上と監督機能の強化を図っています。

また取締役の任期については、経営環境の変化に迅速に対応し、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするとともに、コーポレート・ガバナンスを強化する観点から1年としています。

なお、社外監査役を含む監査役機能の充実により、経営監視機能の維持・強化も図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会を開催
電磁的方法による議決権の行使	第18期定時株主総会(2015年6月)より実施
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知、参考書類並びに招集通知添付書類(抜粋)を当社ホームページに掲載
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当社ホームページに招集通知、事業報告及び決議通知を掲載 株主総会議案の議決権行使結果について、その賛成数をTD-Net並びに当社ホームページにおいて公表

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算発表後(11月)及び期末決算発表後(5月)に当期の決算内容と今後の見通し等について、機関投資家等のアナリストを対象に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、決算説明会資料、東京証券取引所への適時開示資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務担当部門及び経理担当部門を中心として対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ企業行動規範を制定しています。(2007年10月1日改訂)
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動について、当社ホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役会による決定事実、発生事実並びに決算に関する情報等の審議・決議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会(委員長:取締役社長)による法令遵守のためのリスク管理と事故・緊急事態等の発生時の対応、審議と外部公表の決議を行っています。
その他	<p><女性の活躍の推進></p> <p>当社は、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、男女による区別を行わない募集・採用、配置・昇進を実施しています。</p> <p>女性役職者については、2020年を目途に倍増させ、管理職への登用を目指します。</p> <p>女性役員については、2015年6月19日開催の第18期定時株主総会において、社外取締役1名を選任しました。</p> <p>また、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる企業づくりのため、人事労政担当部門内にダイバーシティを推進する専任組織を新設し、仕事と育児の両立支援などに取り組みます。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制については取締役会にて決議しています。その決議の内容は次のとおりです。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)で構成しています。また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名中3名は社外監査役であります。取締役会を当社事業に精通した取締役と、経営全般に優れた見識あるいは法律家としての専門知識を備えかつ当社と利害関係のない社外取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上と監督機能の強化を図る一方、社外監査役を含む監査機能の充実に、経営の透明性、健全性の維持・強化を図っています。

こうした会社としての機関設計のもと、当社事業活動を行っていく上での基本命題とも言うべき企業行動規範について取締役会にて決議し、本規範の遵守は役員及び使用人の責務であると定めています。

コンプライアンスの体制については、法令・社会的規範遵守経営の実現並びに当社事業を取り巻くリスクの予防策及び発生時の迅速かつ適切な意思決定と対応を行うことを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しています。また、コンプライアンス相談・通報窓口を設け、コンプライアンス上の事項に関する、当社の信用に重大な影響を与えるおそれがある事項について、社員(取締役、監査役、執行役員を含む)から建設的な提言や具申等を受け入れる相談・通報窓口を、社内及び社外に設置しています。

なお、取締役、監査役、執行役員その他使用人が企業活動を行う上で守るべき基本事項を簡潔に記載したコンプライアンス・マニュアルも制定しています。

このような体制のもと、当社としては、コンプライアンスの励行に日々努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、取締役会議事録、稟議書等に記載・記録されるものですが、これらの情報については、稟議規程、権限基準規程、文書管理規程及び電子情報管理規程等、社内規程を整備することによって、情報の保存及び管理を適切に行っています。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係るリスクを抽出・把握するため、必要な社内会議を設置するとともに、全社的にリスクサーベイ一覧表を作成し定期的なモニタリングを実施する等、リスクを極小化する努力を常日頃から行っています。万一リスクが発生した場合に備え、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等、緊急時の対策に関する体制を整備しています。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入して、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会による迅速・効率的な意思決定が行われる体制をとっています。

また、業務分掌規程、権限基準規程、その他社内規程により、妥当な意思決定ルールを制定し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

なお、経営に係る重要事項については、必要なメンバーで必要の都度、経営会議等で審議した上で、取締役会において意思決定を行っています。

・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記(2)に記載のとおり、企業行動規範の制定、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の設置等により当該体制を整備しています。なお、コンプライアンス上の事項に関する相談・通報ができるコンプライアンス相談・通報制度を設けることで、不祥事等の未然防止を図っています。また、監査役及び内部監査部門である監査部が、定期的に業務の執行状況の適法性及び妥当性を監視し、検証しています。

・当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社に該当するものはなく、新日鐵住金株式会社及び株式会社神戸製鋼所の持分法適用関連会社です。当社は、自ら経営責任を負い、独立した事業経営を行っています。

なお、当社には、子会社に相当する企業集団はありません。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程に基づき、会社は監査役の要請があった場合、両者協議の上、監査役の補助者を置くこととしています。

なお、補助者を置く場合は、その補助者の権限、所属する組織、監査役の指揮命令権、補助者の人事に関する監査役の同意権等、補助者の独立性の確保に必要な事項を検討し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保することとしています。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会その他、経営に係る重要事項についての諸会議やコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人より、その担当する業務の執行状況の報告を受けています。

取締役、執行役員その他使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、速やかに監査役に報告するものとしています。

また、コンプライアンス相談・通報制度による相談・通報があった場合は、速やかにその内容を監査役に報告するものとしています。

なお、就業規則により、上記の報告、相談・通報者に対する不利益取扱を禁止しています。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間において、定期的に、会社運営に関する意見交換を行う等、意思の疎通を図っています。

監査役は、監査部と密接な連携を保ちながら定期的に監査を実施していますが、当該取締役、執行役員及び当該部署は業務運営・管理の状況や課題について説明を行う等の対応を行っています。なお、監査結果の重要事項については取締役会に報告しています。

監査役が業務全般の実状を把握するための実地調査等を行う場合には、関係取締役、執行役員及び関係部署は実効ある監査に向けて迅速かつ的確に対応しています。

また、監査役又は監査役会が、監査の実施のために所要の費用を請求するときは、その費用が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その請求に応じることとしています。

なお、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の「経営と監査体制概念図」は添付のとおりです。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度のもと、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」の原則を基本方針としています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による経営活動への関与や、不当な圧力や要求に対しては毅然とした態度をとり、いかなる名目であれ絶対に金銭の支払いやその影響力を利用しないため、以下の体制により対応を図っています。

・対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況及び外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力から不当な要求がなされた場合には、不当要求防止責任者を設置している総務担当部門が、当該事項について対応することとし

ています。
また、必要に応じて、外部専門機関である当社の顧問弁護士と相談することとしています。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないため、当該相手方が反社会的勢力であるか否か細心の注意を払うとともに、常日頃から近隣企業等との会合や各種講習会にてその情報収集に努めています。

・対応マニュアルの整備

反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念とマニュアルを株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ企業行動規範並びにコンプライアンス・マニュアルに定めています。また、お客様等については、信用状態を常に留意する観点から、新規の取引を開始する場合には、お客様の信用状況、取引形態並びに与信額等を考慮の上、必要に応じて事前の信用調査を実施し、購買関係者等については、社内登録されている業者といえども信用状態、業況等を把握して優良取引先の選別確保に努めるよう社内規定を設けています。さらには、当社の緊急事態となり得るリスクについてリスクサーベイ一覧表を作成し、不当な機関誌の購読要求、物品の購入要求、寄付金や賛助金の要求等の排除についても明文化しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況については、投資者が適切な投資判断を行う上で必要な会社情報は、迅速、正確かつ公平に開示、提供を行うため、株式会社東京証券取引所の定める会社情報適時開示規則に則り、次の社内体制により情報の開示を行っています。

(1) 会社情報の管理

・決定事実、発生事実並びに決算に関する情報

金融商品取引法に定める業務等に関する重要事実及び会社情報適時開示規則に定める、決定事実、発生事実並びに決算に関する情報を明文化し、周知徹底しています。

・情報管理総括責任者及び情報管理責任者の配置

業務執行の各部門に配置された情報管理総括責任者及び情報管理責任者は、内部情報の管理と重要事実の公表措置に関し総務部門と協議しています。

(2) 適時開示事項の審議・公表

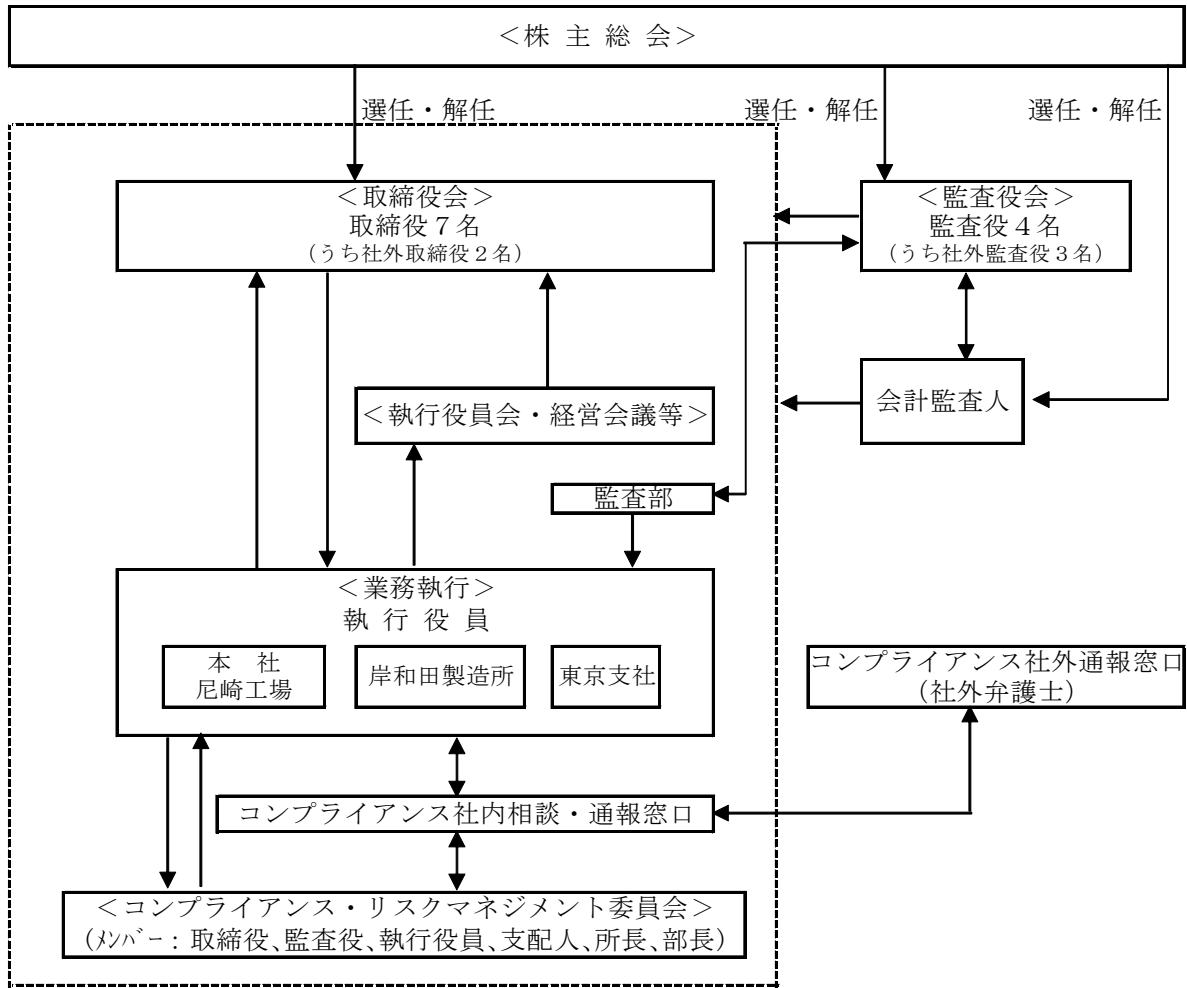
・取締役会

取締役会により決定事実、発生事実並びに決算に関する情報等を審議・決議します。

・コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会による、法令・社会的規範遵守経営の実現並びに当社事業を取り巻くリスクの予防策及び発生時の迅速かつ適切な意思決定と対応を行っています。

<経営と監査体制概念図>



<適時開示に係る社内体制の概略図>

